

入札についての公募

2026 年 10 月 26 日

日本銀行では、大阪支店等で使用する電気の調達先を選定するに当たり、一般競争入札への参加者を以下の要領で公募します。

日本銀行文書局長

1. 電子入札システムの利用

本調達は「日本銀行電子入札システム」（ログインページ

<https://www.ep-bid.supercals.jp/ebidGoodsAcceptor/index.jsp?KikanNo=1390400>。

以下、「電子入札システム」という。）を利用した入札手続により実施するものとする。

なお、「紙」による入札書等の提出（以下、「紙入札」という。）は、8.（1）に定めるところにより認める。

2. 入札に付する事項

（1）入札案件名

日本銀行大阪支店等で使用する電気の調達先選定

（2）需要場所

イ、日本銀行大阪支店（大阪府大阪市北区中之島 2-1-45）

ロ、日本銀行京都支店（京都府京都市中京区河原町通二条下ル一之船入町 535）

ハ、日本銀行神戸支店（兵庫県神戸市中央区京町 81）

（3）調達内容

イ、日本銀行大阪支店

予定使用電力量：8,130,000kWh／年

ロ、日本銀行京都支店

予定使用電力量：448,000kWh／年

ハ、日本銀行神戸支店

予定使用電力量：454,000kWh／年

ただし、各需要場所において、「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー由来電力の比率が年間使用電力量の 40%以上とすること。

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の詳細は、以下の URL を参照のこと。

[https://www.theclimategroup.org/hubfs/RE100/PDFs/\(March%202025\)%](https://www.theclimategroup.org/hubfs/RE100/PDFs/(March%202025)%)

(4) 使用期間

2027 年 4 月 1 日 0:00 から 2028 年 3 月 31 日 24:00 まで

3. 入札参加資格

次の要件を全て満たす者に限り、入札に参加することができる。

(1) 成年被後見人または破産者で復権を得ない者に該当しない者。被保佐人、被補助人、未成年者にあつては契約締結のための必要な同意を得ている者。

(2) 下記のイ、～ハ、に該当しない者。

イ、会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者。

ロ、民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者。

ハ、前イ、ロ、に準じて契約の履行能力がないと認められる者。

(3) 開札時まで日本銀行から「調達・処分に関する取引停止措置要領」に基づく取引停止措置（次のイ、およびロ、に該当する措置に限る。）を受けていない者。

イ、措置の効果が日本銀行文書局との契約に及ぶ場合

ロ、措置の効果が本件入札にかかる契約の属する業務分野または履行地域に及ぶ場合

(4) 自己、自社若しくはその役員等が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第 2 条に定める暴力団、同条に定める暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者でないこと。

(5) 「破壊活動防止法」に定めるところの破壊的団体またはその構成員でないこと。

(6) 電気事業法第 2 条の 2 の規定に基づき小売電気事業者としての登録を受けており、仕様書で定める施設に電力の供給が可能な者。

(7) 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示しており、かつ、環境省が契約類型ごとの参考資料として公表する「電気供給契約（裾切り方式）における競争参加資格に係る地域ごとの配点例」にかかる評点の合計が 70 点以上である者。

(8) 予算決算及び会計令第 72 条に基づき、中央官庁が定める令和 7・8・9 年度の競争参加資格（全省庁統一資格）中、「物品の販売」において A 等級の格付けを有している者、またはそれと同等の経営状況にあると日本銀行が認めた者であること。

(9) 入札説明書の交付を受けている者であつて、かつ日本銀行の入札参加資格に

関する審査を受け、これに合格した者。

4. 電子入札システムによる入札手続

電子入札システムの利用に関する詳細は、入札説明書による。なお、電子入札システムへの新規利用参加に関する手続きは、日本銀行ホームページ「調達関連情報」―「電子入札システム」を参照のこと。

(担当部署)

東京都中央区日本橋本石町2-1-1

日本銀行 文書局 管財課 管財企画グループ

望 月（電話：03-3277-1605）

美濃田（電話：03-3277-1778）

5. 入札説明書の交付等

(1) 入札説明書の交付方法等

入札情報システムにより交付。

<https://www.ep-bis.supercals.jp/ebidPPIGPublish/EjPPIj?KikanNO=1390400>

—— このページは、電子入札の利用者登録をしていなくとも、アクセス可能。

なお、郵送、電子メール、FAX送信による交付は行わない。

—— 閲覧にはパスワードが必要なため、電子メールにて以下の宛先までパスワード交付に必要な情報を送信すること。必要な情報が整っていることを確認のうえ、折り返しパスワードを交付する（電話、面会、FAX送信等による受付、交付は行わない）。

【メール宛先】

E-mail: kanzai@boj.or.jp

【パスワード交付に必要な情報】

・メール件名：パスワード交付依頼

- ① 入札案件名
- ② 商号または名称
- ③ 住所
- ④ 連絡担当者名
- ⑤ 連絡先電話番号

(2) 入札説明書の交付期間

2026年10月26日（月）9時から11月12日（木）16時の期間中、日本銀行の毎営業日6時から23時（入札情報システムの利用可能時間）。

(3) 本件に関する問合せ先

4. に記載する担当部署と同じ。

6. 事前審査の受付期間等

(1) 審査受付期間

入札参加希望者は必ず事前審査を受けることとし、2026 年 10 月 26 日（月）から 11 月 12 日（木）の期間中、日本銀行の毎営業日 8 時から 20 時の間、電子入札システムで受付ける（最終日は 16 時まで＜以下「審査受付期間」という。＞）。8.（1）に定める事項に該当する者が、紙入札を希望する場合の受付方法については、入札説明書による。

なお、上記審査受付期間中に提出された書類または資料に不備があった場合は、同期間中に限りその補正を受付ける。また、審査受付期間満了後であっても、同期間中に入札説明書で定める書類または資料を全て提出している場合に限り、提出された書類または資料に形式的な不備があったときには、下記の補正期限まで、その補正を受付ける。但し、日本銀行は、入札参加希望者に補正するよう通知する義務を負うものではない。

【補正期限】2026 年 11 月 16 日（月） 16 時

(2) 審査を受ける際の提出書類、提出方法

入札説明書において指定する。

7. 入札・開札の日時等

(1) 入札締切日時：2026 年 12 月 3 日（木） 15 時 30 分

—— 入札書受付開始日時以降入札すること

(2) 開 札 日 時：2026 年 12 月 3 日（木） 15 時 40 分

(3) 入札書の提出方法

入札書は、電子入札システムまたは 8.（2）に定める方法により、提出すること。

8. 紙入札の参加基準および入札書の提出

(1) 紙入札の参加基準

紙入札は、以下の①から③のいずれかに該当する場合に認める。詳細は入札説明書による。

① 「日本銀行電子入札システム利用規約」（以下、「利用規約」という。）第 10 条第 3 項に定める場合。

② 審査受付期間満了までに利用規約第 9 条第 4 項に定める「日本銀行電子入札システム利用者初期登録申請書」を提出済みであるが、審査受付期間満了までに「日本銀行電子入札システム利用者初期登録通知書」を受領していない場合。なお、審査受付期間満了までに「紙入札参加申請書」を提出していることおよび、開札日前営業日までに、利用規約第 9 条第 6 項に定める「日本銀行

電子入札システム利用者初期登録通知書」を受領していること^(注)。

- ③ 自社において電子入札システム利用の環境が整わない等の場合であって、以下の条件を全て満たす場合。

イ、審査受付期間満了までに利用規約第9条第4項に定める「日本銀行電子入札システム利用者初期登録申請書」および「紙入札参加申請書」を提出していること。なお、紙入札参加申請書の提出にあたっては、自社において電子入札システム利用の環境が整わない理由について記載すること。

ロ、開札日前営業日までに、利用規約第9条第6項に定める「日本銀行電子入札システム利用者初期登録通知書」を受領していること^(注)。

(注)「日本銀行電子入札システム利用者初期登録通知書」の受領には、申請書の提出から、手続き上、最大で15営業日程度かかるため注意のこと。

(2) 入札書の提出

電子入札システムを利用せず紙入札を行う場合は、入札締切日時までに入札説明書に定める方法により、入札書を提出すること。

9. その他

(1) 入札保証金

全額免除とする。

(2) 入札の無効等

入札参加資格のない者の行った入札、入札締切日時に間に合わない入札など、入札説明書に記載した無効事由に該当する場合は入札を無効とする。

(3) 落札者の決定方法

有効な入札を行った者のうち、日本銀行が作成した予定価額以下で最低価額をもって入札を行った者を落札者とする。

(4) 手続における交渉の有無

無。

(5) 契約書類等の作成

要。

(6) 入札参加に要する費用

全額入札者の負担とする。

(7) その他

その他の入札に関する詳細は、入札説明書による。

以 上